平成２６年（フ）第２０１号
申立代理人事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７丁目11番２号　松栄浦和ビル４階新埼玉法律事務所、住民票上の住所埼玉県狭山市柏原4341番地　シャルマン柏原Ａ－２
破産者　川井　　円
1　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
2　一般調査期日　平成26年12月10日午後１時40分
平成26年９月17日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５７号
大津市唐崎４丁目３番11号
破産者　岡本　恒憲
1　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
2　一般調査期日　平成26年12月５日午前11時20分
平成26年９月17日　　大津地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２６年（フ）第６１号
福岡県飯塚市堀池310番地７　松尾コーポＡ103号
破産者　賀耒　節子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０６５号
東京都目黒区上目黒１丁目18番11号
清算株式会社　株式会社クオンツグループ
代表清算人　中村　征博
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０８１号
東京都豊島区池袋２丁目63番７号
清算株式会社　株式会社イケブクロ
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１００１号
鳥取市南栄町15番地
清算株式会社　鳥取電機製造株式会社
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第７号
本店所在地高知市旭町３丁目57番地１
清算株式会社　株式会社かもめ
代表清算人　中村　信輔
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０４４号
東京都渋谷区猿楽町２番３号コーポ天城205
清算株式会社　株式会社ＥＹＳＳ
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条（協定債権の支払）
株式会社ＥＹＳＳ（以下「清算株式会社」という。）は、清算株式会社の全資産の換価が終了した日または本協定認可決定確定日のいずれか遅い日から３ヶ月以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、必要な費用を控除した後の金額を弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の各協定債権額に応じて按分した額を協定債権者に弁済する。
第２条（免除）
各協定債権者は、前項の弁済を受けたときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
第３条（弁済の場所・方法）
1　弁済における端数の処理
本協定に基づく弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
2　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、特別清算開始申立代理人事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
第４条（追加弁済）
第１条による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の各協定債権額に応じて按分した額を各協定債権者に追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第２条による免除の効力は失われるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２０４６号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目53番２号
清算株式会社　株式会社シーシーエム
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙１記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者の債権額（元金）に応じて按分して弁済する。
2　前項に定める別紙１記載の協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　別紙２に記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、別紙１記載の協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３４号
千葉県成田市加良部１丁目２番地１　306号
再生債務者　岩崎　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第２１号
千葉県山武市木原740番地５
再生債務者　鈴木　政勝
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月21日から平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（再イ）第７３号
埼玉県新座市栄２丁目１番５号　グッドライトタウンＢ棟105号室
再生債務者　中村　　建
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月22日から平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第８８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1553番地１　709号
再生債務者　熊倉　慎二
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月22日から平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部